

郡山市教育委員会心のハーモニー学校音楽指導員協議会設置要綱

平成17年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

[学校教育部学校教育推進課]

(設置)

第1条 本市の音楽活動の向上を図るため、心のハーモニー学校音楽指導員が習得した指導方法、合唱・合奏の向上に関する施策等について協議し、もって優秀な指導者を育成するため、郡山市教育委員会心のハーモニー学校音楽指導員協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 合唱・合奏の向上に関する施策等について協議すること
- (2) 学校の合唱・合奏担当者の研修に関すること
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、心のハーモニー学校音楽指導員（以下「音楽指導員」という。）15人以内で組織する。

2 音楽指導員は、郡山市立小学校、中学校及び義務教育学校並びに郡山市内の高等学校の教員のうちから郡山市教育長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 音楽指導員の任期は、1年とする。ただし、音楽指導員が欠けた場合における補欠の音楽指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、音楽指導員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門的な事項を調査、協議等をするため、合唱部会及び合奏部会を置く。

2 専門部会は、会長の指名する音楽指導員で構成し、部長及び副部長は、専門部会委員の互選によって定める。

3 部長は、専門部会の会務を総理し、専門部会の協議の経過等について協議会に報告しなければならない。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 専門部会の会議は、部長が招集し、部長が議長となる。

(報告)

第7条 会長は、協議会を開催したときは、その協議の結果を教育委員会教育長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は郡山市教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。